

許行の學說について

著者	藤川 正數
著者別名	FUJIKAWA M.
雑誌名	漢文學會々報
巻	13
ページ	11-15
発行年	1951-11-15
URL	http://doi.org/10.15068/00147447

許行の學說について

藤川正敷

- (1) 序 說
- (2) 所說の概要
- (3) 許行學說の源流
 - (a) 許氏について
 - (b) 神農氏
 - (c) 南方民族
- (4) 他流との關係
 - (a) 漢書藝文志の說
 - (b) 農家の性格
 - (c) 農家との差異
 - (d) 墨家との類似性
- (5) 評 論

一、序 說

孟子滕文公上によれば、神農の言をなす許行あり、楚より滕にゆき、文公のゆるしを得てその氓となつた。その徒數十人、皆履を挿ち席を織つて生計の資とした。折柄陳相という者がその弟、辛と共に宋より來り、同じく滕に住むこととなつたが、陳相は許行を見て大いに悦び、盡くその學を棄てて之を學んだ。陳相は元來、陳良という儒者の弟子であるが、ここで許行の說に共鳴して儒學を棄てたのである。

孟子が先王の教を以て導こうとしている滕の地盤へ持つて來て、南方より一つの新しい學說が入つて來た。而もこれまで數十年に亘つて儒家の學を修めていた陳相ら兄弟がすつかりこれにかぶれてしまつたという、諸子學說交錯の一場面である。そこで所謂許行の學說とは一體どういふものであるか、またこれが思想的意義はどこにあるかという點を究明するのが本稿の課題である。

便宜上、最初に結論を提示して置いて、以下順を追うてその過程を論述することにした。許行の學說は、「君も民と並び耕すべし」といふ、また「物價をきめるのに、量の大小多寡だけによつてきめたならば簡便で宜しい」といふ。單純な無差別平等主義である。その思想系統は、民族的にも風土的にも周室文化とは相容れない所の汝南地方を

地盤として傳承せられたものである。而して「君主制を否定し、品質の差別を無視する」ような思想が暢達し得たということには、言論が自由であつたあの時代の産物として歴史的な意義が存する。

二、所說の概要

許行の學說は、孟子によつて概要を知り得るのみで、他の文獻には殆ど残っていない。尸子に類句がちよつと見えるが、孟子に傳える所より一步も出ていない。今孟子の本文に即して許行の所說を整理してみると、大體次のようになる。

(一) 賢君は民と並び耕して治む。人民から租税を取り立てて身の奉養に供するが如きは、民を苦しめるものであつて賢君とは言えない。

(二) 物價を一定にして子供が買物に行つても欺かれぬようにする。その方法は、布帛の長短が同じならば價相等しく、屨も大小同じければ價を等しくするといふが如きである。

第一、君民並耕の說は、分業といふことを無視した野蕃主義である。だから孟子は此の點を捉えて、「或は心を勞し或は力を勞し、それぞれに分に応じて働くものだ」といふ分業の法則を説明し、君主が耕しながら且つ天下を治めることは不可能だといふことを述べ、その例として堯・舜・禹・后稷みな治政に多忙で、到底自ら耕すだけの餘裕のなかつたことを論證している。

第二、物價を數量だけによつてきめるというのは、品質の良否を無視した悪平等であつて、文化の發達した當代に之を適用することは無理である。だから孟子は「品質に差別のあるのは物の本性である。之を一概に同じくするのは天下を亂るものである。若し強いてさういふ

ことをやつたならば、優良な品物は市場から姿をかくすことになるであろう」と言つて居る。

以上を要約してみると、一は君民の機能的差別を無視し、二は商品の品質的差別を無視した考え方であつて、單純素樸なる無差別平等觀が根柢になつて居るように思われる。

三、許行學說の源流

a 許氏について

然らばこういう學說はどこに起つたものであろうか。これは民族的にも地域的にも、中國外の思想である。孟子が「南蠻馮舌の人、先王の道にあらず」と言つたのがそれである。許行が楚からやつて來たことは本文に明言する所であるが、その許氏とはどういふものであるか。許慎の説文、自叙によれば、許氏は神農の苗裔である。周武王の時、文叔が許に封ぜられてより許という氏を稱するようになった。許の國が戰國の初、楚に滅されて後は汝南の召陵に遷つたという。そこで許行がその學說を神農に託した理由が首肯されるのである。

b 神農氏

神農は勿論傳説上の人物ではあるが、どういふ性格の神様として傳えられているであらうか。文獻に記された所を綜合してみると、「神農は農耕文化の創始者として崇拜せられて居る。生れは南方湖北地方である。次第に勢力を得て東北方に進出して、河南省より山東省に移り、渤海沿岸あたりまで支配していた」といふように解釋せられる。湖北省の隨縣に厲郷という村があり、そこに神農が生れたといふ傳説が、荊州記や括地志に載つて居る。管子に輕重戊「神農五穀を淇山の陽に樹る九州の民乃ち穀食を知る」とあるのによれば、河南省に住んだことがわかる。神農氏が農耕民族であつたことはその名の示す通りである。易、繫辭傳下に神農氏は木を削つて耒耜を作り農耕の法を教えたということが記されてゐる。

c 南方民族

神農氏が南方民族であることは既に述べたが、南方民族はどういふ性格を持つていたか。その結論を先に言えば、第一に、風土の關係から水に親しみ之を利用することに習熟していた。そして農耕文化の創造もその一つの現れに他ならない。第二に、彼らは政治組織の薄弱な民族であつたということもその特徴である。

先ず水との關係を述べると、その一族たる共工氏はその領地の七割までが水であつたことが陸であつたということが管子撻度に載つて居る。共工の從孫四岳が禹の治水を佐けて、その功によつて諸侯に封ぜられ、姜姓を賜つたということが國語周語下に載つて居る。神農氏も姜姓である。一面水を濫用して中國を苦しめたことは、「共工、百川を壅防し高きを墮ち厚きを壅ぎ以て天下を害せんと欲す」(周語下)という記事によつても凡そ窺われる。

次に「神農は制令を用いずして民従う」という意味のことが商君書や淮南子に見え、「共工が久しく大官を空しくして下官交々亂る」ということが逸周書に出ている。呂氏春秋によれば「縛婁・陽禺・驩、頭の國多くは君なし」とあるが、これらはみな南越の夷である。また苗族にも君臣間の情義というような上下組織のなかつたことが傳えられている。以上の如く、神農氏といふ共工氏といふ驩頭といふ苗族といふ、彼ら南方民族には君臣とか官民というような政治組織が極めて薄弱であつたことがわかる。

之を要するに、彼の思想は一氣温が高くて水に恵まれ凍餓の憂がない。民族の氣象ものんびりしてゐて君臣關係というような階級的差別的な觀念は好まない。このような民族的氣象を背景として汝南地方に傳承せられていたものである。

四、他流との關係

許行の學說は、農家とは系統を異にし、寧ろ墨家の亞流に屬する。

a 漢書、藝文志の説

漢志によれば、こういう學説は農家の末流であつてその墮落したものであると考へていたようである。「鄙者之を爲むるに及びては、以て聖王を事とする所なしとなし、君臣をして並び耕さしめんと欲し、上下の序を諱る」と言つたのがそれである。朱子はこの説に従ひ許行を指して「所謂農家者流也」と言つて居る。許行を以て農家の一流と見るべきか否かの問題を解決するためには、先ず以て農家とはどういうものか、その性格を規定してかゝらねばならぬ。

b 農家の性格

農家という名稱が諸子の一學派として取り擧げられたのは前漢末のことであるが、藝文志（劉歆の七略による）の所見を要約してみると「農業を保護奨励し、また實際に技術的な指導をもすることを任務とした者であつて、その説く所行う所は孔子の教にも合致する」とこのように考へて居るのである。従つて農家の學説は決して孔孟の説に背反するものではなく、たゞその一方面―道義の根柢には民生の安定が必要だといふ點―を特に強調したまでのことである。この點は孔子も夙に認めて居るが、本格的に唱道したのは孟子であつた。農家の遺文として定説になつて居る呂氏春秋、上農篇に「時を奪はざること」や「山林漁撈の禁制」などが出て居るが、これらも實は孟子の既に提唱した事柄であつた。

藝文志では、農家の部に神農二十篇・野老十七篇など凡そ九家百十四篇が著録せられて居るが、今日完全に残つて居るものは一つもない。併しながらその輯佚本によつてその内容を窺うことは可能である。今日殘存する限りに於ては、農家と稱する所の典籍は悉く農業政策的なものかまたは技術的なものであつて、藝文志の總論に所謂農家者流は云々という定義と全く一致する。即ち農家の中には許行のような學説は全然含まれていないのである。

c 農家との差異

前述の如く農家の學統は儒家より分れたもので、その元祖は孟子あたりではないかと考へられる。そこで許行の一派を以て農家の末流と見る藝文志の見解には賛成し難いのである。私は許行の思想系統は、農家の末流ではなく、農家や儒家など周室文化の維持或は復興を念とした所の系統とは對立した別個の系統に屬するものだと思ふ。

當代社會の混亂に處して之を救済しようといふ點に於ては各家とも歸を一にするが、その方法についてはそれぞれ途を異にするのであつた。孟子は先王の道により、王道政治を實現すれば、天下は平治し庶民は救われると確信して居た。然るに許行は「先王の道」などによつて庶民の困窮が救われるとは考へて居ない。更に言えば、周室の封建制度貴族主義的君主制度といつたようなものを凡そ問題にしていないのである。許行の所説があまりにも非文化的であることは、孟子によつて辯駁し盡された所であるが、事實に於てこゝろいふ説が傳承せられまた共鳴する者も出たといふのはどういふ譯であるか。

由來、聖人の道は理想論であつて、孔子や孟子の時代に於て實際社會を救済するには幾ばくの効果もなかつたといふのが事實である。諸侯・卿・大夫といつて社會的にまた經濟的に優越した階級におさまつて贅澤な生活をしては居るが、政治的には一向無能である。そうした爲政者階級というものが、當世の庶民階級から愛想をつかさされ、ぼつぼつ見切りをつけられて來たのではないかと思はれるのである。子路が孔子の一行からはぐれてしまひ、ふと或る老人に出逢つたので「子、夫子を見たるか」と問うたところが、その老人は「四體勤めず五穀分たず、孰れをか夫子となす」と言つて相手にしなかつたといふ話が論語微子に載つて居る。そこには孔子の營みが非生産的であり、實際的効果の擧がらなかつたことに對する輕い侮蔑の氣分が含まれて居るよう思はれる。この老人は勿論隱者であるが、こゝろいつたやうな思潮は、隱遁者の側に多いのである。隱者は現世に見切りをつけた者であるから、時の君主や爲政者に何らの期待をかけていないのはいかに及

ばず、當代の社會制度に對して反感をさえ抱いていた者である。そこで民族的にも風土的にも周室とは系統別に屬する所の許氏によつてこゝういふ思想が楚の一隅に傳承せられていたといふことは洵にあり得べきことと思われるのである。

さて農家は、呂氏春秋の上農篇などによつても窺われる如く、分業(二三)の法則をちやんと辨えて居るのである。また「民農(二三)なれば則ち樸樸なれば則ち用ひ易し。用ひ易ければ則ち主位尊し」といふが如き思想は君民並耕の説とは到底相容れるものではない。之を要するに許行の學説は農家とは全く別個の思想系統だといふことになるのである。

d 墨家との類似性

墨家は周の禮を煩擾なりとして夏の道により、周の文化主義に逆行して太古の素樸主義に復歸しようといふのであるから、許行の學説は寧ろ墨家と一脈通ずるものがある。唯墨家が禹を稱するのに對して、許行は神農を崇とする所に相違がある。名を古人に託して自己の學説に權威を持たしめようとするやり方は古くより行われたものである。許行が神農に託したのもその例に他ならないが、今一つ民族的な意識も働いていたのである。許行の徒が履を摺ち席を織つて勤勞を厭わないといふ點も、墨家の勤儉力行とよく似ている。このように許行の學派は、墨家と甚だ類似した點を持ちながら、而も君主制を否定するといふ特質を特つていたのである。

五、評 論

許行の説は早くに姿を消してしまひ、その後之を稱述する者もなく從つて後世に對する影響も見ざるべきものはない。併しながら思想史的には價值なきものとは言えない。許行の學説は一種の危険思想である。累代君權の蕪んぜられた中國に於て君主制を否定するような、あゝいゝ言論がよくも存立し得たといふ所に、歴史的な意義があるのである。折柄周室の中央集權は全く失われて、諸子百家の學説が自由奔放に横

行することの出來た時代の產物である。苟くも思想文化に統制の加えられるような時代には、もはやこゝういふ言論は許されないであろう。漢以後は常に學術思想の統制が行われたのであるから、事實上、許行學説の生命は孟子を中心とした凡そ百五十年位ではないかと思われる自由なる立場に於て自然的に發生した思想であるからには、必ずや何か人間性に根ざすものがなければならぬ。

そこで彼の所説を願みると、第一の君民並耕ということ、これは君主にも人民にも同一な面があるといふことを發見し、之を強調したものと解せられる。第二の「物價をきめるのに品質を無視して數量だけで行く」といふやり方は物價統制の原型と解せられる。

之を要するに許行の學説は、言論の自由であつた彼の時代の產物として歴史的な意義がある。そして人權平等の一面を強調し、また物價統制の原型を與えた所に古典的な價値が存するのである。

(一九五一、一、三〇)

(註)

- (一) 「藝文類聚、產業部引、尸子」神農氏並耕而主。
- (二) 「後漢書、郡國志、荊州、注」帝王世紀曰、神農氏起列山、謂列山氏。荊州記曰、縣北界有重山。山有一穴。云是神農所生。
- (三) 「史記、五帝本紀、正義引、括地志」厲山、在隨州隨縣北百里。山東有石穴、曰神農生於厲鄉、所謂列山氏也。
- (四) 「商子、書策」神農之世、男耕而食、婦織而衣、刑政不用、而治。
- (五) 「淮南氏、氾論」神農無制令而民從。
- (六) 「逸周書、史記解」昔有共工、自賢、自以無臣、久空大官、下官交亂。
- (七) 「呂氏春秋、恃君論」。
- (八) 「禮記、緇衣」甫刑曰、苗民匪用命、制以刑。〔鄭注〕其治民、不用政令。
- (九) 「論語、堯曰」所重、民・食・喪・祭。
- (一〇) 「孟子、梁惠王、上」。
- (一一) 「呂氏春秋、上農」當時之務、不與土功、不作師徒。曷奪民時、大饑乃來。山不敢伐材下木。罌器不敢入於淵。

(三) 「同右」是故丈夫不織而衣、婦人不耕而食、男女實功以長生、此聖人之制也。

(三) 「同右」民農則樸、樸則易用、易用則邊境安、主位尊。

(二四) 「淮南子、修務訓」世俗之人、多尊古而賤今、故爲道者、必託之於神農黃帝、而後能入說。

法の構造に見える韓非の思惟に就いて

緒形暢夫

中國先秦時代にあつては、法思想に、自然法思想と、法實證主義思想とが、見出だされるが、韓非の法思想は、法實證主義の色彩を濃厚にしつつも、その根柢は、自然法論の範疇に入るものと言わねばならない。

〔註〕從來、法哲學に於ては、經驗的實在形式を備える法律現象—即ち、實定法、國家制定法—のみを法とする傾向を、法實證主義とする。これに對して、政治上の權力に依つて左右されたり、あるいは、人間生活の不合理性に依つて歪められたりした現實法の彼岸に見出だされる、天理自然に基づく理法—即ち、自然法—を以て實定法論に對する評價の規準とする理論を、自然法と言ふ。自然法論に於ては、遠くギリシヤの造化主義、主他主義のそれより、第二十世紀の新自然法論に至るまで、時に道徳、時に宗教、時に經濟等を價值理念とし、それ等を以て、實定法を批判・變革する基礎としたのであるが、道徳・宗教・經濟等は、廣義に於ては、實證主義に對立し、法形而上學を以て、本旨とする。本稿に於て、單に自然法と言ふ場合は、この廣義に於けるそれを指すのである。

蓋し、自然に對し、崇敬と驚長の念を抱き、自然の中に生命の源を見出だした中國古代人の傳統精神と、國の内外、力に競い、優勝劣敗の戰國末世相の影響のもとに生ずる法思想とは、夫々、特異性を帯びる可能性を持つ。前者は、必然的に自然法の色彩を濃厚にし、後者は、多分に、法實證主義の傾向を誘ふ。韓非の思惟にあつては、この兩者の混然たる影響が、不知不識の中に、相融和せる理念を形成し、それが、かれ特有の思惟となり、かつ、中國法家の特殊性を生みだすに至

つたのではなからうか。即ち、田中博士の、「我々が、法家の法律觀を儒家のそれと比較對照せしむる時に、後者が、自然法的觀念の範疇に屬するものとすれば、前者は、法實證主義のそれに屬せしむべきなる事を知り得る。」〔註一〕の說に依れば、一見、韓非は、法實證主義のそれかと疑われるも、同じく田中博士の說〔註二〕、および、根本氏の、「……韓非子の法の思想は……、商鞅の主張した單なる規制の公開的、畫一的客觀化、換言すれば、單なる成文法主義でもないのである。」〔註三〕の說に依れば、又、自然法主義の範疇から、抉別すると斷言し得ぬところ、この間の事情を物語るものではなからうか。

本論文は、韓非の、ひいては、中國政治思想の特質を把握せんとし、かれの政治理論を最も代表する法と、その構造の特質とを採り、以て、その論究を試みんとするものである。

一、法の構造に見える韓非の法の特徴

法の構造が、行爲規範と刑規範との結合であることは、從來、論ぜられてゐるところであるが〔註四〕、韓非等の説く法も、勿論、この形態を有するものに外ならない。が特に、韓非の法に於て注意すべきことは、この兩規範の結合に當り、兩者が機械的結合をなしているといふことである。たとへば、

昔、韓の昭侯が醉臥した時、典冠者は、寒を憂い、君の身に衣をかけた。昭侯は覺めて喜んだが、やがて、衣をかけた者が典冠者であると知ると、典衣者と典冠者とを誦した。(韓非子二柄)